

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	神川町 収納管理システム

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神川町は、町税等収納事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神川町長

公表日

令和2年4月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税等の収納に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等による地方税のうち、町税の徴収に関する事務を行う。 住民等からの申請に基づき、個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者保険料情報から納税証明書を発行している。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①還付・充当処理 ②日計・月計の帳票作成処理 ③督促・催告処理 ④収納消込処理等 ⑤口座振替処理等 ⑥納税証明書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	収納管理システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29、42、44、48、61、62、82、94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、保険健康課、神泉総合支所
②所属長の役職名	税務課長、保険健康課長、神泉総合支所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	神川町は、税等の収納管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	神川町は、町税等収納事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	税等の収納管理に関する事務	町税等の収納に関する事務	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法及びその他の法律等に基づき、地方税(国民健康保険税含む)、介護保険料、後期高齢者医療保険料を徴収した収納金の収納管理事務等を行っている。 ・住民等からの申請に基づき、個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者保険料情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①還付・充当処理 ②日計・月計の帳票作成処理 ③督促・催告処理 ④収納消込処理等 ⑤口座振替処理等 ⑥納税証明書の発行 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等による地方税のうち、町税の徴収に関する事務を行う。</p> <p>住民等からの申請に基づき、個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者保険料情報から納税証明書を発行している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①還付・充当処理 ②日計・月計の帳票作成処理 ③督促・催告処理 ④収納消込処理等 ⑤口座振替処理等 ⑥納税証明書の発行 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納管理システム、中間サーバー	収納管理システム、宛名システム、中間サーバー	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(16、30、59、68の項)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の第16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	神川町 税務課、保健健康課、神泉総合支所	税務課、保険健康課、神泉総合支所	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 新井美範、保険健康課長 山口国春、神泉総合支所長 小島勇一	税務課長、保険健康課長、神泉総合支所長	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-2111	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-2111	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
令和1年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数のいつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数のいつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	IV リスク対策	—	全項目新規追加	事後	